

令和 8 年度 第1回恵庭市廃棄物減量等推進審議会(議事録)

日 時:令和 8 年 7 月 13 日(月)10:30~12:00

場 所:恵庭市役所3階 第2・第3委員会室

出席者:12名 【会 長】村井 公裕【副会長】中村 忠司
【委 員】下山 記弘・阿部 友樹・中川 淳一・宮内 光則・佐山 美恵子・玉川 豊仁
・田中 和枝・片山 昌史・石井 一英・東 絵美

欠席者:1名 【委 員】船田 清

事務局:8名 横道 義孝(恵庭市副市長)山口 勝(生活環境部長)・
渡部 和也(生活環境部ゼロカーボン推進室長)・加地 善則(廃棄物管理課長)・
鈴木 強(同主査)・二馬 駿(同主査)・新藤 直貴(同主査)・畠山 ゆな(同主事)

1. 開 会

2. 挨 拶(副市長)

3. 挨 拶(委員)

4. 議 事

- ・令和 8 年度廃棄物処理の概要について
- ・リサイクルセンター整備基本計画について
- ・次期最終処分場基本計画について
- ・廃棄物処分手数料の見直しについて
- ・し尿処理手数料の見直しについて

5. その他

6. 閉 会

～議事要旨～

(1)令和 8 年度廃棄物処理の概要について

～資料1事務局より説明～

委 員 A:14 ページ図 2 の家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に加えて産業廃棄物というものがありますが、具体的にどんなものなのか。特にごみ処理場で埋め立て処理される産業廃棄物がこういったものなのかを教えてください。

事 務 局:建築の解体などから出たコンクリートがらや焼却施設で処理できないような大きなプラスチック類などです。

委 員 A:産業廃棄物は基本的に民間の産廃処理場やリサイクルに誘導しながら、どうしても市で処理しなければいけないもののみ受け入れる、などといった経緯や案内の仕方を教えてください。

事 務 局:経緯としましては今お話いただいたことで間違いありません。現在も市内にある産廃処理業者の方で受け入れてもらえないかということを確認してもらい、どうしても難しいということであれば、市のごみ処理場で受け入れていく、という形になります。

委 員 A:市外には排出しないということですか。

事 務 局:市外にも排出していただいて問題ないです。市内で処分が難しいというものは市外に運んでいただいています。なお、恵庭市ではあくまで市内で発生した産業廃棄物しか受け入れていません。

委 員 B:39 ページの令和 7 年度不法投棄通報件数と巡回件数がどちらも増えていますが、通報件数と巡回件数には何か関係があるのか。

事 務 局:通報件数に関しましては、市民の方からの不法投棄やポイ捨てごみなどの通報の件数になります。巡回件数に関しましては、当課のパトロール員が巡回の際に発見した不法投棄やポイ捨てごみの件数になります。どちらの件数も増えていますが、総量自体は下がっています。これは、大型の不法投棄というより、小型のポイ捨てごみが件数としては多くなっているからです。

(2) リサイクルセンター整備基本計画について

～資料 2 事務局より説明～

委員 A:安全面に関しては資料に書いてあるのですが、働く方の快適性や雇用の確保といった面でも、作業中の臭い、あるいは最近蒸し暑い日が続いていますが、そういったことに対する配慮もしながら施設整備していただけるといいかなと思いました。

(3) 次期最終処分場基本計画について

～資料 3 事務局より説明～

委員 A:現在、第 5 期と 6 期が供用中で第 1～4 期の埋め立てが終了していますが、全て廃止はしていないですね。

事務局:はい。

委員 A:水処理施設は何施設あるのですか。

事務局:水処理施設ということだと、こちらの浸出水については、前処理をして下水に放流している状態です。

委員 A:第4期、第5期の嵩上げを行うに当たって、遮水シートを設置するかどうかという話がありましたが、これらの処分場は平成 21 年に埋立てを終了しており、まだ焼却炉がなかった時代の廃棄物が埋め立てられています。そのため、嵩上げ後に焼却灰など重量のある廃棄物を埋め立てると、既存の埋立層が沈下する可能性があります。もし、嵩上げ時にも遮水シートを設置するのであれば、その沈下によってシートが損傷しないよう、十分に設計を検討しなければならず、その点では遮水シートを設置しないという考え方もあります。

一方で、既に埋め立てられた廃棄物は安定化が進み、浸出水の水質もきれいな状態になっていますが、その上に新たな廃棄物を埋め立てると、下層にも影響が及び、水質が悪化する可能性があります。そのため、遮水シートを設置して上下をしっかりと区分し、それぞれを別々に管理するという考え方もあります。

私が確認したかったのは、嵩上げによって既存の埋立廃棄物が沈下してしまう心配があるのかという点です。

事務局:遮水シートですが、8 月に発注予定の予備設計の中で必要かどうか調査研究を進めた上で、他にも北海道の方から指摘等あればそれに従って進めていきたいと考えています。

委員 C:そもそも第 7 期、8 期を考える前に嵩上げを行うといった議論はなかったのか。今この段階で初めて嵩上げの話になったのかな、というところをお聞かせ願いたいのと合わせて、

今回、第4期の嵩上げの話でしたが、次の面積で言ったら、第5期も嵩上げをするという考え方なのか、というところをお聞かせ願いたい。そして、もちろん埋立て場の更新ということは極めて大事だと思いますが、もう一つ現在、管理棟、計量棟これらも実は極めて老朽化が進んでいると思いますが、これらの考え方についてもお伺いしたいと思います。

事務局：まず今回の基本計画において、嵩上げというものを加えたところですが、当初については委員がおっしゃっていたように、嵩上げについては念頭にございました。今回、第7期の計画を立てている中で、残余容量の逼迫により、急遽嵩上げを含めた検討をしたところ、今回の結果となったところでございます。また今後につきましてですが、今回実施する予備設計の委託業務の中で、第5期も含めて地質調査を行い、嵩上げの可能性について検討を行っているところです。加えて、管理棟についてですが、今回まず喫緊としては埋立てできる場所を確保するということが最優先ということになりましたので、まずは第4期の嵩上げが終わってからになります。その後については、これからどうしていくかというところを検討していきたいと考えております。

事務局：追加でお話したいと思います。まず先ほどの5期の話ですけれども、4期も含めて今年度設計の中で4期や5期の現況調査を経た後、嵩上げた状況での構造検討を行います。そういった中で安全性が確保できそうということが認められれば4期および5期についても検討のラインに入ってくるというようなことは考えられます。そして管理棟ですが、こちら鉄筋コンクリート構造となっていますが、一応耐用年数はまだあるというところもございまして、管理事業者の方々とヒアリングしながら、こちらについても調査検討してまいりたいと考えております。

(4) 廃棄物処分手数料の見直しについて

～資料4事務局より説明～

委員 C：前回、近隣市との手数料の水準均衡性から、諮問いただいた金額からはずいぶん配慮いただいた答申となったと思います。特に石狩管内で言えば、北広島市、千歳市、この辺の動向や見直しの考え方について確認をしたいということが一点。それから前回も手数料設定のときの考え方として、いわゆるイニシャルコストを外して、ランニングコストに着目して料金設定をしながら、近隣市町村に近づけ、そこで設定をしていただいたと思います。同時にこれまで恵庭市はずいぶんときめ細やかな積算をしているのですが、その考え方についてもう少し柔軟にやるべきではないのか、次回の見直しに向けてどのようなお考えの中で直しをされるのかお伺いをしたいと思います。

事務局：次回の審議会では、近隣の市町村の動向や見直しの考え方も含めまして説明させていただきます。また、現行の手数料の考え方から確認して説明させていただいてから素案を提示させていただきたいと考えております。

委員 C: よろしくお願ひしたいと思いますが、現在、市民生活もそうですけども、物価高騰から事業経営も極めて大変な経営状況にあります。そういったことを十分に考えながら、見直しについてご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

(5) し尿処理手数料の見直しについて

～資料5事務局より説明～

質疑なし

(6) 全体を通して

委員 D: 資料3にあった嵩上げの話ですが、今まで埋め立てたところにもう一度積むようなイメージでよろしいでしょうか。

事務局: 今お話いただいた通りでして、現在埋め立ててある第4期の上に堰堤を作り、安全性を保ち、崩れないようにしてごみを投げ入れていくというような形を想定しております。

委員 D: 嵩上げはすでに埋め立てが終わっているところに対してもできるものなのか。

事務局: はい。構造上問題なければ、埋め立て量に対して10%以上の嵩上げですと北海道に変更届を提出することで可能となっています。

委員 D: 今後、今埋め立てが終わっているところに対しても新設の前に嵩上げを検討するということは可能性としてはあり得ますか。

事務局: はい。新設と嵩上げについてどちらが良いのかというのと、まずは嵩上げがそもそもできる状態かどうかというところを確認して検討していくというような形になっております。

委員 C: 夏が本格的になってきて、日々戸別収集で業者の方が一生懸命走りながらごみを収集している姿を見て、ありがたいという気持ちでいっぱいです。そして、これまで以上に健康管理や業務管理などを十分にしていきたいです。最後に審議会でのお礼の言葉があったことも含めて、お伝え願えればと思います。

(7) その他

～事務局より報告～

事務局: その他報告事項が1件ございます。渡島廃棄物処理広域連合のごみ受け入れについてご説明いたします。4月29日に渡島廃棄物処理広域連合のごみ処理施設クリーンおしまに

て爆発を伴う火災が発生したことにより、現在ごみ処理が全面停止となっております。復旧には年単位の相当な期間を要することから 5 月 14 日に本市に対して、当該広域連合より可燃ごみの受け入れの依頼があり、その後、焼却施設の処理能力、受け入れ状況、受け入れ予定のごみ質の分析等を調査検討した結果、1 日当たり 6.5t を上限に市民の皆様に影響が出ない範囲で受け入れることといたしました。また、処理手数料につきましても、市民の負担とならないよう、適正な価格を徴収することで協議を進めております。現時点では復旧までの期間も見通せない中でございますが、まずは受け入れ期間を 1 年間として進めてまいりたいと考えております。

委 員 A:1 日 6.5t というのは、具体的にどのように運んできますか。例えば、パッカー車で 1 日 3 台か 4 台ぐらい来ることになるのか、まとめて大きなもので運んでくるのかお聞きしたいです。

事 務 局:6.5t のダンプトラックで 1 日 1 回運びにくることを想定しています。

以上

～審議会の様子～

